

# ～「特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」に定められた各種義務等～

法律に規定されている内容の一部を紹介します。  
営業するにあたっては、必ず関係法令等を確認していただきますようお願いいたします。

## 変更の届出・廃止の届出（第3条2項）

届出した営業所の所在地における営業を廃止したとき、届出した事項に変更があったとき（営業所の所在地を除く）は、変更した旨の届出をしなければなりません。

営業所の場所の変更については、変更届出書では対応できません。  
移転前の営業所に対する廃止届出書を提出し、移転後の営業所について「営業開始届出書」を提出しなければなりません。

## 氏名等の表示（第5条）

営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称・届出をした公安委員会の名称・届出番号等を表示しなければなりません。

### 【ウェブサイトを利用されている方】

ウェブサイト上でも掲示しなければなりません（常時使用する従業者の数が5名以下である場合は除きます）。

## 名義貸しの禁止（第6条）

自己の名義をもって、他人に特定金属くず買受業を営ませてはなりません。

## 本人確認（第7条）

特定金属くずの買い受けを行おうとするときは、相手方の氏名・住居・生年月日・法人の名称・本店等の所在地・その他所定の事項を確認しなければなりません。

## 本人確認記録の作成（第8条）

第7条に基づく本人確認を行った場合には、直ちに、本人確認のためにとった措置等に関する記録を作成しなければなりません。（3年間保存）

## 取引記録の作成（第9条）

特定金属くずの買い受けを行った場合には、直ちに、相手方の氏名又は名称・買い受けの期日・内容その他所定の事項に関する記録を作成しなければなりません。（3年間保存）

## 警察官への申告（第10条）

買い受けに係る特定金属くずが盗難品である疑いがあると認めたときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければなりません。

## 指示・営業停止命令（第11条・第14条）

公安委員会が違反を認めた場合、営業者に対し、指示、営業停止等の処分を行うことがあります。

## 報告徴収・立入検査（第13条）

公安委員会が報告や資料の提出を求めたり、警察職員が営業所に立入検査を行うことがあります。

## 情報の提供（第14条）

盗難に関する情報を電子メール等により提供することがあります。